

臨時福祉給付金（経済対策分）のご案内

消費税率が引き上げられたこととともない、所得の少ない人への負担を軽減するため、経済対策の一環として対象となる人に「臨時福祉給付金（経済対策分）」を給付します。
市から対象となる可能性のある人には、4月10日(月)に申請書を郵送します。

4月11日(火)から申請受付を開始します

◆ 給付対象者（平成28年度臨時福祉給付金の対象者と同じ）

次の要件を両方とも満たす人

- ・平成28年1月1日（基準日）において、桑名市に住民登録されている人
- ・平成28年度の市・県民税が課税されていない人

▷ただし、課税されている人に扶養されている場合、生活保護の受給者である場合は除きます。

◆ 給付額 給付対象者1人につき15,000円

申請方法

①返信用封筒で郵送する場合

市から送付される申請書に、住所、名前、振込口座を記入し、名前欄に押印した後、運転免許証、健康保険証やパスポート等の写しと口座番号や名義人のわかる通帳の写しを、同封の返信用封筒に入れて福祉総務課（〒511-8601 中央町2丁目37）へ送付してください。

②申請書を持参される場合に必要なもの

- ・市から送付される申請書、印鑑
- ・運転免許証やパスポート、健康保険証など本人と確認できるもの
- ・口座番号や名義人がわかる通帳

◆ 受付場所…市役所（北庁舎1階） 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日は除く）

◆ 申請期間…4月11日(火)～8月31日(木)

◆ 受取方法…5月以降に申請書に記載の指定口座に入金します。

◆ 注意事項…この給付金は、すべての人が受給できるものではありません。

給付金の給付を装った『振り込め詐欺』にご注意ください

◆ 市役所、厚生労働省などの職員が臨時福祉給付金の給付のために、手数料などの振込みをを求めることや、ATM（銀行・コンビニエンスストアなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。

◆ 不審な電話がかかってきた場合は、福祉総務課や桑名警察署（☎24-0110）にご連絡ください。

問 福祉総務課（☎24-1254 ☎24-1351）